## 外国株券等に関する手数料及びその料率の一部改正について

1. 外国株券等に関する手数料及びその料率

(下線部分変更)

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則(以下「規則」という。) 第86条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

(1) (略)

(2) <u>外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券</u> 及び外国株預託証券

(削る)

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則(以下「規則」という。) 第86条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次 のとおりとする。この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる 各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するも のとする。

- (1) (略)
- (2) 外国新株引受権証書

## (3) 外国投資信託受益証券

区分	徴収対象者	徵収料率
預託手数料	預託を行った参	<u>1件につき</u> <u>2,000円</u>
	加者	
振替手数料	渡方及び受方と	1件につき 180円
<u>派有于数付</u>	なった参加者	11110 10011
交付手数料	<u>交付を受けた参</u>	1件につき 2,000円
	加者	
保管手数料	口座残高を有す	外国受益証券の毎日の保管残高ごと
	る参加者	<u>に 1日につき 100/365円</u>
		(額面金額が 50 万円以外の場合に
		は、当該額面金額を50万円で除して
		得た数を乗じた口数に読み替える。)

	(注)機構は、現地保管機関における外国株券等の保管に関し、公租公 課及び名義書換に係る手数料その他の実績相当分が発生した場合 は、これを外国株券等参加者に請求することができるものとする。
(削る)	
(削る)	(1) を準用する。   (5) 外国株預託証券   (1) を準用する。

## 2. 附則

この改正規定は、平成19年11月1日から施行する。

以 上